

米原市付属機関設置条例（平成 28 年 3 月 24 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行） ※一部抜粋

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 米原市は、法律または他の条例に定めがあるもののほか、別表第 1 のとおり執行機関の付属機関を設置する。

（所掌事務）

第 3 条 付属機関の所掌する事務は、それぞれ別表第 1 所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第 4 条 付属機関は、それぞれ別表第 1 委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれ別表第 1 委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表付属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、または任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表第 1 委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（法律または他の条例による付属機関）

第 5 条 市が設置する付属機関のうち法律または他の条例の定めにより設置するものは、別表第 2 のとおりとする。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、付属機関の組織および運営に関し必要な事項は、当該付属機関の属する執行機関の規則で定める。

資料 2

別表第 1 (第 2 条、第 3 条、第 4 条関係)

付属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	米原市環境審議会	環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。	15 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募による市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2 年

米原市環境審議会規則（平成 28 年 3 月 24 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、米原市付属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）第 2 条の規定により設置する米原市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（会長および副会長）

第 2 条 審議会に、会長および副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことかできる。

（幹事）

第 4 条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の会務を処理する。

（その他）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（会議の招集）

- 2 米原市付属機関設置条例第 4 条第 2 項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。